

# 記入例

<様式 3 >

## 物 品 借 用 申 請 書

借 用 物 品 名	例) 心理検査 (WISC-IV) の道具
数 量	1
借 用 期 間	申請日より1週間後の日付になります。 令和○年○月○日 から 令和○年○月○日 まで
使 用 の 目 的 及 び 場 所 具体的に記載すること	児童 (生徒) への アセスメント支援の為 ○○小 (中) 学校 ○組
財産に関する条例第 10 条 に規定する無償又は減額 借用の場合はその根拠及 び理由	幼・保、小・中・高等学校における特別支援教育の推進と いう公益を目的とした使用であるため。
有償・減額・無償の別	無 償
その他参考となる事項	
<p>上記のとおり物品を貸し付けくださるよう申請します。</p> <p>令和△年△月△日</p> <p>申請者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>氏名 ○○立○○小 (中) 学校長 <b>公印</b></p> <p>宮崎県立児湯るぴなす支援学校長 殿 <b>公印を押印します。</b></p>	
返却・返納 確認欄	年 月 日 返納済み 印

# 記入例

<様式 4 >

## 物品借用書

借用期間が 30 日未満は  
こちら。30 日以上の場合  
は様式 3 を提出。

借用物品名	例) 心理検査 (WISC-IV) の道具
数量	1
借用期間	令和〇年〇月〇日 から 令和〇年〇月〇日 まで
使用目的	児童 (生徒) への アセスメント支援の為
使用場所	〇〇小 (中) 学校 〇組

申請書の内容と合わせます。

- 借用物品の引き渡し、使用、維持、修繕及び返還に要する費用 (使用目的等により特に借用者に負担させることが適当でないと認めたものを除く。) は借用者が負担する。
- 借用物品を修繕 (軽微な修繕を除く。) その他物品の現状を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- 借用物品について学校から返還要求があったときは、借用期限到来前であっても直ちに返還すること。
- 借用期間が満了し、借用物品を返還する場合において、借用物品に投じた維持費、修繕費等の有益費があっても請求しないこと。
- 借用物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保にしないこと。
- 借用物品の使用目的以外の目的に使用しないこと。
- 借用物品の全部又は一部を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を報告すること。
- 借用者の責に帰する理由により借用物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償すること (借用者の負担において現状に回復した場合を除く)。

上記の各事項を遵守して借用します。

令和 〇年 〇月 〇日

借用期間の初日の日付です。

借用者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇立〇〇小 (中) 学校長

公印

宮崎県立児湯るぴなす支援学校長 殿

# 記入例

<様式5>

## 物品貸借契約書

借用期間が30日以上はこちら。30日未満の場合は様式2を提出。

宮崎県（以下「甲」という。）が次に掲げる物品（以下「貸付物品」とい  
〇〇小（中）学校（以下「乙」という。）に貸し付け  
乙は、下記の条項により契約を締結する。

品名及び数量 例）心理検査（WISC-IV）の道具 1セット

（目的）

第1条 貸付物品の使用目的、貸付期間、使用場所及び貸付料は、次のとおりとする。

- 1 使用目的 幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供のため
- 2 貸付期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで
- 3 使用場所 〇〇小（中）学校 〇組
- 4 貸付料 無償

（費用の負担）

第2条 貸付期間における貸付物品の引渡し、使用、維持、修繕及び変換に要する費用は、乙の負担とする。

（使用上の制限）

第3条 乙は、貸付物件を修繕、その他現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修繕をしようとする場合を除く。

（権利譲渡等の禁止）

第4条 乙は、貸付物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（目的使用外の禁止）

第5条 乙は、貸付物品を使用目的以外の用途に供してはならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、貸付物品の全部又は一部を亡失し、または損傷したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき理由により、貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

（貸付物品の返却）

第7条 乙は、貸付期間の満了後は、速やかに貸付物品を返却しなければならない。

2 乙が、貸付期間の満了後においても貸付物品を返却しないことにより、甲に損害を与えた場合は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

（協議）

第8条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年 〇月 〇日

貸付期間の初日の日付です。

※申請日と同一にならないようご注意ください。

甲 宮崎県立 児湯るびなす支援学校

校長 山元 秀樹 印

乙 〇〇立 〇〇〇〇小（中）学校

校長 〇 〇 〇 〇

公印